

社会福祉法人敬友会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人敬友会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 21 条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の覚悟に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、別表 2 に定める報酬を支給することとし、理事会や評議員会等に出席した場合は日額 5,000 円の費用弁償を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第 1 に定める限度額内で理事会において決定する。
- (2) 通勤手当については固定給職員給与規程に準ずる。
- (3) 退職慰労金については、退職慰労金規程に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 5 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表区分に応じて定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第 6 条 当法人職員を兼務し、役員報酬を支給している役員に対しては、職員給与等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 15 日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、その前日とする。
- (2) 退職慰労金については、退職慰労金規程に準ずる。

2 非常勤役員等の報酬は、毎年 7 月 15 日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、その前日とする。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに常勤職員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 12 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規程は、2006 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2017 年 4 月 1 日より改正して施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額 (年額)
常務理事	5,000,000 円～15,000,000 円
理事	5,000,000 円～15,000,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	年額
評議員会への出席	60,000 円

(2) 理事

	年額
理事会・評議員会等への出席	100,000 円

(3) 監事

	年額
監事監査・評議員会等への出席	100,000 円

(4) その他委員 (役員等に見なされない委員<選定委員等>)

評議員選定委員会等への出席	無報酬
交通費	日額 5,000 円

以上